

令和元年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 209 件、契約金額は 3,862 百万円である。そのうち、競争性のある契約は 180 件（86.1%）、3,654 百万円（94.6%）、競争性のない随意契約は 29 件（13.9%）、208 百万円（5.4%）となっている。

平成 29 年度と比較して、競争性のある契約の件数割合、金額割合ともには大きくなった。（件数 1.9 ポイント増、金額 24.0 ポイント増）

表 1 平成 30 年度の製品評価技術基盤機構の調達全体像（単位：件、百万円）

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.2%) 168	(70.2%) 1,453	(81.8%) 171	(90.4%) 3,493	(1.8%) 3	(140.4%) 2,040
企画競争・公募	(1.0%) 2	(0.4%) 7	(4.3%) 9	(4.2%) 161	(350.0%) 7	(2,200.0%) 154
競争性のある契約（小計）	(84.2%) 170	(70.6%) 1,460	(86.1%) 180	(94.6%) 3,654	(5.9%) 10	(150.3%) 2,194
競争性のない随意契約	(15.8%) 32	(29.4%) 608	(13.9%) 29	(5.4%) 208	(△9.4%) △3	(△65.8%) △400
合計	(100%) 202	(100%) 2,068	(100%) 209	(100%) 3,862	(3.5%) 7	(86.6%) 1,794

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2）比較増△減の（ ）書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

（注 3）平成 30 年度規格競争・公募には不落随契 6 件 120 百万円を含む。

競争性のある契約の金額割合が大きくなっている主な要因は、機構の基幹情報システムである製品評価技術基盤機構共通基盤情報システムの更新を行ったためである。（1,691 百万円）

- (2) 機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 90 件（50.0%）、契約金額は 964 百万円（26.4%）である。

平成 29 年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数割合は若干大きくなっており、金額割合は小さくなった。（件数 1.8 ポイント増、金額 10.1 ポイント減）

表2 平成30年度の製品評価技術基盤機構の一者応札・応募状況 (単位：件、百万円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	88 (51.8%)	90 (50.0%)	2 (2.3%)
	金額	927 (63.5%)	2,690 (73.6%)	1,763 (190.2%)
1者以下	件数	82 (48.2%)	90 (50.0%)	8 (9.8%)
	金額	532 (36.5%)	964 (26.4%)	432 (81.2%)
合計	件数	170 (100%)	180 (100%)	10 (5.9%)
	金額	1,460 (100%)	3,654 (100%)	2,194 (150.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

一者応札・応募による契約の件数割合が大きくなっている主な要因は、機構の基幹情報システムの更新に伴い、当該システム上で運用されている各部門の様々な情報システムを、更新された基幹情報システムの構成に対応したシステムに改修し移行する案件が多くあり、そのほとんどは開発した事業者のみの応札であったためである。

また、金額割合が小さくなった主な要因は競争入札等による総契約金額が増加したことによるものである。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

一者応札・応募による契約（一者90件／全体180件）を業務内容により区分して分析したところ、試験機器関連（購入、保守、修繕及び関連消耗品購入）（一者15件／区分内36件）、情報システム関連（購入、保守及び改修等）（一者21件／区分内37件）、庁舎維持関連（工事関係を含む）（一者9件／区分内30件）、労働者派遣（一者31件／区分内43件）、委託（一者1件／区分内3件）、その他（一者13件／区分内31件）であった。

これまで、

- ・十分な公告期間の確保
- ・入札参加制限の緩和
- ・全ての役務契約について入札説明会を実施
- ・仕様書マニュアルを利用した仕様書作成
- ・複数箇所同時説明会及び入札・開札の実施
- ・入札公告ホームページによる入札説明書（仕様書等）のダウンロードによる配布
- ・調達予定情報のホームページ掲載
- ・ホームページから入札説明資料をダウンロードしたが入札不参加だった事業者への聞き取り調査

などの取り組みを行ってきたが、平成30年度は特に一者応札・応募を減少させるための取り組みとして、契約監視委員会の提言を踏まえて、公告日から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する取り組み（平均公告日数26.6日）を行った。ただし、政府調達については元々公告期間を長く設定しており、さらなる延長は事業に影響が出る可能性が高いことから除外することとした。

また、より多くの事業者が応札・応募できるよう、調達予定情報として技術審査等の有無を付加

情報として加え公告前に50件以上公表する取組み(143件)を行った。

一者応札・応募の件数割合は平成29年度比で増加した要因は、情報システム関連(21件、平成29年度10件)において、機構の基幹情報システムの更新に伴い、当該システム上で運用されてきた様々な情報システムを、新たな基幹情報システムの構成に対応した改修及び移行のための案件が多く、その案件への応札・応募者は当初の開発事業者のみ(8件)であったことによるものと思われる。

したがって、平成30年度においての一者応札・応募を減少させる取組みとしては、一定の効果があると思われることから、令和元年度においても引き続き以下の取組みを行う。

事業者が応札準備期間を十分に確保できるための取組み

すべての競争入札に関する調達については、

【公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する。】

公告前であっても事業者が情報を入手できるよう、現在行っている調達予定情報の充実を図ることとし、

【令和元年度に契約する予定情報の充実を図り、100件以上公告前に公表する。】

(留意事項)

本計の実施にあたっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置されている契約審査委員会(総括責任者は会計担当理事)において、契約規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

ただし、人命に関わる重大な製品事故等に係る試験・分析・検査等を緊急に行う必要がある場合等、止むを得ないと認められる場合には、事後的に報告を行うことができるものとする。

【契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み

機構では、平成27年度から継続して「契約適正化推進月間」を設け、重点的に職員に対して契約制度及び適切な契約事務執行を周知すると共に、新規採用職員研修、新任管理職員研修、既任管理職研修、会計システム操作研修及び会計担当者会議においても定期的に研修及び周知を行った。

令和元年度も引き続き、契約適正化推進月間、職員研修・会計担当者会議等において契約制度及び適切な契約事務執行を周知する。

【契約適正化推進月間(1回以上)、職員研修(3回以上)、会計担当者会議等(1回以上)実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、令和元年度終了後に実施し、自己評価結果を経済産業大臣に報告し評価を受ける。経済産業大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、会計担当理事を総括責任者とする契約審査委員会において、調達等合理化計画案の策定、推進及び自己評価を行うこととする。

総括責任者：理事（会計担当）

委員長：企画管理部長

副委員長：企画管理部次長

委員：経営企画課長、財務・会計課長、各センター計画課長等

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上